

# 島根県報

第一、五〇七号

平成十五年九月二十四日

(火曜日)

## 目次

告示	保安林予定森林(四件)	(森林整備課)	一
公告	特定非営利法人の定款変更の認証申請に係る縦覧 公共測量の実施 開発行為に関する工事の完了	(環境生活総務課) (用地対策課) (都市計画課)	三 三 三

## 告

## 示

島根県告示第七百九十号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年九月二十四日

島根県知事 澄田信義

一(一) 保安林予定森林の所在場所

浜田市後野町一六、三一の一、三二の一、三三の一、三三の二、一九九〇、一九九一、一九九二の一から一九九二の四まで、河内町三二一〇の五

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

浜田市上府町イ四六九、イ四六九の一、イ四七〇、イ四七一、イ四七二、イ四七三の一、イ四七四、イ四七五の一からイ四七五の三まで、イ四七六の一、イ四七六の二、イ二二〇七の一からイ二二〇七の五まで、イ二二〇八の一からイ二二〇八の五まで、竹迫町二七八二

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百九十一号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年九月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

飯石郡掛合町大字波多七八三、九七三の二、一八七九の二

二 指定の目的  
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び掛合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百九十二号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年九月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

簸川郡多伎町大字奥田儀四九二、四九三、四九三の一、五〇〇、五〇〇の二、五〇五の二、一〇五九、一〇六三の一、一一八二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百九十三号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年九月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

(一) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡三隅町大字向野田四七八、四七八の一、四七九、一九三〇、一九三一、一九三二の一、一九三三から一九三六まで

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡三隅町大字河内二五三六の四、一六七三の三、一六八五の一

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び三隅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定に基づき定款の変更の認証申請があつたので、同条第五項において準用する第十条第一項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年九月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 申請のあつた年月日

平成十五年九月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 訪問介護ステーションやすらぎ

三 代表者の氏名

大平明義

四 主たる事務所の所在地

邇摩郡仁摩町大字仁万町九四〇番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、要支援、要介護の高齢者に対して、訪問介護に関する事業並びに要介護の高齢者に対して、痴呆対応型共同生活介護事業を行い、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

変更後の定款、事業計画書、収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎一階)

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について島根県高規格道路事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十五年九月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 作業種類

公共測量(道路計画図作成)

二 作業期間

平成十五年九月九日から平成十五年十月三十一日まで

三 作業地域

松江市西尾町

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年九月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開発区域

大原郡大東町大字養賀八三四番地四 外四筆

面積 三、七三三・七〇平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大原郡大東町大字大東一六六三番地

大東町土地開発公社 理事長 内田孝志

平成十五年九月二十四日印刷  
平成十五年九月二十四日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
印刷所  
松江学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月  
金二千四百三十円(送料共)

毎週火・金曜日発行